

○能美市特別工業地区建築条例

別表(第4条関係)

1 第1種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- |    |   |
|----|---|
| 1  | 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「風俗営業法」という。)第2条第1項各号に該当する営業の用に供する建築物 |
| 2  | 風俗営業法第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物   |
| 3  | 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室(俗称『カラオケハウス』等)                                   |
| 4  | 学校(ただし、各種学校を除く。)  |
| 5  | 自動車教習所  |
| 6  | 畜舎  |
| 7  | ボーリング場、スケート場  |
| 8  | 劇場、映画館、演芸場、観覧場  |
| 9  | 次の各号に掲げる業務を営む工場   |
|    | ア 原動機を使用する魚肉の練製品の製造   |
|    | イ めっき   |
|    | ウ 玩具煙火の製造   |
|    | エ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白  |
|    | オ せっけんの製造   |
|    | カ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造   |
|    | キ 羽毛又は毛の洗浄、染色又は漂白   |
|    | ク ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒、選別、洗浄又は漂白                               |
|    | ケ レディミクストコンクリートの製造  |
|    | コ ドラムかんの洗浄又は再生  |
|    | サ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造   |
|    | シ 自動車の解体  |
| 10 | 建築基準法施行令第130条の9の規定により準住居地域に定められた数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物                     |

## 2 第2種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- 1 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 2 風俗営業法第2条第1項第2号から第5号までに該当する営業の用に供する建築物
- 3 風俗営業法第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物
- 4 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室(俗称『カラオケハウス』等)
- 5 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの。ただし、次の各号に該当する場合においては、この限りでない。
  - ア 工場、倉庫及び店舗(以下「当該工場等」という。)と一団の敷地で総合的に建設されたもの
  - イ 当該工場等の管理のために必要な住宅又は当該工場等に従事する者のための寄宿舍
  - ウ 居住の用に供する部分の床面積の合計が、当該工場等の用に供する部分の床面積の合計の2分の1を超えないもの

### 3 第3種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- 1 風俗営業法第2条第1項各号に該当する営業の用に供する建築物
- 2 風俗営業法第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物
- 3 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室(俗称「カラオケハウス」等)
- 4 自動車教習所
- 5 畜舎
- 6 ボーリング場、スケート場
- 7 劇場、映画館、演芸場、観覧場
- 8 次に掲げる業務を営む工場
  - ア 原動機を使用する魚肉の練製品の製造
  - イ めっき
  - ウ 玩具煙火の製造
  - エ 亜硫酸ガスを用いる物品の漂白
  - オ せっけんの製造
  - カ 魚粉又は魚粉を原料とする飼料の製造
  - キ 羽毛又は毛の洗浄、染色又は漂白
  - ク ぼろ、くず綿、くず紙、くず糸、くず毛その他これらに類するものの消毒選別、洗浄又は漂白
  - ケ レディミクストコンクリートの製造
  - コ ドラムかんの洗浄又は再生
  - サ スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
  - シ 自動車又はこれらに類するものの解体
- 9 建築基準法施行令第130条の9の規定により準住居地域に定められた数量を超える危険物の貯蔵又は処理に供する建築物

#### 4 第4種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- 1 風俗営業法第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物
- 2 風俗営業法第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物
- 3 学校
- 4 自動車教習所
- 5 建築基準法別表第二(と)に掲げる建築物(ただし、劇場、映画館、演劇場、観覧場を除く。)

#### 5 第5種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- 1 風俗営業法第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物
- 2 風俗営業法第2条第11項に定める特定遊興飲食店営業の用に供する建築物
- 3 風俗営業法第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物
- 4 法別表第二(に)項第3号から第5号までに掲げるもの
- 5 法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの
- 6 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分(劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限る。)の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの
- 7 畜舎

6 第6種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- 1 風俗営業法第2条第1項第2号から第5号までに該当する営業の用に供する建築物
- 2 風俗営業法第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物
- 3 専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱する用に供する個室(俗称『カラオケハウス』等)
- 4 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの
- 5 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの
- 6 法別表第二(に)項第3号及び第5号に掲げるもの
- 7 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 8 公衆浴場
- 9 診療所
- 10 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 11 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 12 自動車車庫(附属車庫を除く)
- 13 畜舎
- 14 葬儀場その他これに類するもの

7 第7種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- 1 風俗営業法第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物
- 2 風俗営業法第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物
- 3 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの
- 4 学校、図書館その他これらに類するもの
- 5 法別表第二(に)項第3号から第5号までに掲げるもの
- 6 法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの
- 7 法別表第二(へ)項第3号及び第6号に掲げるもの
- 8 病院
- 9 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- 10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 11 自動車車庫(附属車庫を除く)
- 12 畜舎
- 13 法別表第二(ぬ)項第3号及び第4号に掲げるもの
- 14 葬儀場その他これに類するもの

8 第8種特別工業地区内に建築してはならない建築物

- 1 風俗営業法第2条第1項第1号から第3号までに該当する営業の用に供する建築物
- 2 風俗営業法第2条第6項各号に該当する営業の用に供する建築物
- 3 住宅、共同住宅、下宿及び寄宿舍その他これらに類するもの
- 4 大学、高等専門学校、専修学校、図書館その他これらに類するもの
- 5 法別表第二(に)項第3号から第5号までに掲げるもの
- 6 法別表第二(ほ)項第2号及び第3号に掲げるもの
- 7 法別表第二(へ)項第3号、第5号及び第6号に掲げるもの
- 8 病院
- 9 自動車車庫(附属車庫を除く)
- 10 畜舎
- 11 法別表第二(と)項第3号に掲げるもの
- 12 法別表第二(ぬ)項第2号から第4号までに掲げるもの
- 13 葬儀場その他これに類するもの